

# 施設開放手引き

## 節電のお願い

活動の範囲外（廊下等）は消灯していただくなど、節電にご協力をお願いいたします。

また、活動終了時刻には掃除や片付けまで全てを終了し、完全に消灯してください。特に、消灯忘れのないよう、最終確認の徹底をお願いいたします。

## 施設開放に関する手引き

### 1. 団体登録の条件

- (1) 芝山町に在住・在勤・在学する者が5名以上で構成される団体であること。
- (2) 監督者として成人（ただし学生は除く）が2名以上含まれていること。
- (3) 定期的なスポーツ活動をすること。
- (4) 町やスポーツ協会主催行事へ協力すること。
- (5) 事故に備え、傷害保険（スポーツ安全保険等）に加入すること。

### 2. 対象施設及び開放時間

#### 【学校施設】

一月曜日から金曜日 午後6時から午後10時まで—

—土曜日・日曜日 午前9時から午後10時まで—

- ・芝山中学校（体育館・武道場・運動場）
- ・芝山小学校（体育館・運動場）
- ・旧東小体育館（体育館）

※夏季期間は部活動優先の為、芝山中学校の施設は午後7時からとなります。

#### 【体育施設】

—火曜日から金曜日 午後6時から午後10時まで—

- ・芝山町総合運動場（武道館・弓道場・テニスコート・フットサルコート）
- ・芝山町農業者トレーニングセンター（体育館）

### 3. 利用するにあたってのお願い

- (1) 町・スポーツ協会・学校・PTA行事を優先すること。
- (2) 未成年者のみで使用しないこと。
- (3) 活動後に、トイレ及び用具入れ等を含めた使用施設の清掃を行うこと。
- (4) 全てのごみは、使用団体が必ず持ち帰ること。
- (5) 学校敷地内は完全禁煙、町体育施設は所定の喫煙場所以外禁煙とすること。
- (6) 飲酒又は酒気を帯びた状態で使用しないこと。
- (7) 活動後に、必ず施設使用日誌・使用簿に必要事項を記入すること。
- (8) 施設・設備・用具を破損又は亡失したときは、直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示に従い速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- (9) その他、教育委員会が特に必要と認める事項。